

高の原駅周辺地区エリアマネジメント構築支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要領

(設置の目的)

第1条 高の原駅周辺地区エリアマネジメント構築支援業務委託を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）の審査を適正に行うための高の原駅周辺地区エリアマネジメント構築支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 高の原駅周辺地区エリアマネジメント構築支援業務委託公募型プロポーザル募集要項及び仕様書の策定に関する事項
- (2) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づき審査するための審査基準及び審査方法の策定に関する事項
- (3) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づく審査に関する事項
- (4) 実施事業者の選定に関する事項
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、3人の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、専門知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第8条の報告が行われた日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。ただし、委員長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議の招集者は、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持ち回りににより、会議の開催に代えることができる。
- 6 委員会の会議の庶務は、都市政策課において処理する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

（報告）

第8条 委員会は審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年5月19日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。